

各 位

外国送金お受け取り時の情報提供のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」）は、国際的な重要課題として厳格な対応を要請されており、日本国内においても金融庁および金融機関は金融サービスを悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策に取り組んでいます。

このような状況から、当行はマネロン・テロ資金供与対策を目的として、外国送金支払いの際に、従来よりも厳格にお取引内容の確認を行う必要があり、以下に記載した資料のご提供や質問へのご回答、過去にご確認させて頂いたお客さま情報の再確認をお願いする場合がございます。

お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

| ご 提 供 を お 願 い す る 資 料 の 例 | | |
|--|---------------------|---|
| 外 国 送 金 お 受 け 取 り 理 由 の 確 認 | 貿易取引 | 輸出承認証、輸出許可通知書 船荷証券（BILL OF LADING）や AIR WAYBILL 請求書（INVOICE） 原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN） その他貿易取引の内容を確認できる資料 |
| | 学費、生活費、仕送り | 入学（在学）、金額を確認できる資料 送金人との関係を確認できる資料 |
| | 旅行代金、宿泊費等 | 請求書（INVOICE） 旅行・宿泊等の行程を確認できる資料 |
| | 不動産売却資金 | 売買契約書等 |
| | 投資資金 | 投資に関する契約書や投資申込資料等 |
| | ご自身の海外口座から の資金移動 | ご自身の海外口座の内容を確認できる資料等 |

<ご注意>

- ・お取引内容の確認状況によっては、お手続きにお時間を要する場合がございます。
- ・資料不足等によりお取引内容を確認できない場合には、追加の資料の提供をお願いする場合や、送金元の金融機関へ返却させて頂く場合がございます。

以上